

告示第33号

坂城町就職・移住学生支援金交付要綱（令和6年告示第27号）の一部を次のように改正する。

令和 8年 9月24日

坂 城 町 長 山 村 弘

第4条第1号イ中「次に」の前に「移住先に関する要件」を加え、同号イ（ア）中「交通費については、」の次に「長野」を加え、同号イ（ウ）中「坂城町に、」を削り、「5年以上、継続して」を「1年以上、坂城町内に継続して」に改め、「第2号」を「次号」に、「企業」を「法人」に、「県内に移住する」を「坂城町への転入日（住民票を移さずに転出していた者については、要件を満たす法人等への就業開始日を起算日とする。）から1年以上、坂城町内に継続して居住する」に改め、同条第2号イ（ア）中「週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みである」を「原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している」に改め、同号イ（イ）中「範囲内での勤務地限定型社員として採用予定であること」を「範囲内での勤務地限定型社員としての採用であること」に改め、同号イ（イ）ただし書を削り、同号イに次のように加える。

（ウ） 東京圏（条件不利地域を除く。）への勤務を前提としない採用であること。

（エ） 在学中に交通費を申請する場合は、（ア）から（ウ）までに掲げる要件のいずれにも該当する社員として採用される予定であること。

第9条中「各号に掲げる区分に応じる要件」を「各号のいずれか」に改め、「又は半額」を削り、同条ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改め、同条各号を次のように改める。

- （1） 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたことが明らかとなった場合
- （2） 在学中に交通費を申請する場合 申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合
- （3） 在学中に交通費を申請する場合 申請日から1年以内に坂城町に転入しなかった場合
- （4） 就業開始日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に長野県内の別の企業に就業する場合を除く。）

(5) 坂城町外に転出した期間が、坂城町への転入日、企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年未満である場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする。

様式第1号を次のように改める。

(様式第1号)

坂城町長 様

年 月 日

移住学生支援金交付申請書兼実績報告書

坂城町就職・移住学生支援金交付要綱第5条に基づき、移住学生支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ			生年月日
氏名			年 月 日
大学/大学院名		学部/研究科・専攻	
在学状況※	在学中(卒業見込み)・卒業・修了		
現住所	〒		
電話番号		メールアドレス	

※在学中(卒業見込み)の場合、交通費の申請のみ可能

2 交通費の申請をする場合

(1) 就業活動に係る情報

訪問先	企業名			
	所在地			
	会場住所 (企業所在地と異なる場合に記載)			
訪問日	年 月 日	訪問目的	試験・その他()	
内定日	年 月 日			
移住元住所※	〒			
移住日※	年 月 日			
就業開始日※	年 月 日			

※大学等を卒業・修了した場合に記載

(2) 交通費内訳

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		
				円
				円
				円
				円

3 移転費の申請をする場合

(1) 移住に係る情報

就業先	企業名			
	所在地			
就業開始日	年	月	日	
移住日	年	月	日	
移住元住所	〒			
卒業・修了日	年	月	日	

(2) 移転費内訳

日付	移転手段	費用	最低限の実費であることを証する書類の有無
	引越業者・自家用車・その他 ()	円	有・無

※最低限の実費であることを証明できない場合は、定額支給となる場合があります。

4 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください。)

①	大学又は大学院を卒業・修了後に上記内定企業に就職して飯城町に移住し、1年以上継続して居住する意思について	A. 意思がある。	B. 意思がない。
②	就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない。	B. 3親等以内の親族に該当する。
③	国又は県が行う事業による同趣旨の補助金等の受給の有無	A. 受給しない。	B. 受給する。

※Bに○をつけた場合は、移住学生支援金の支給対象となりません。

ただし、移転費を申請する場合、②はBでも支給対象となります。

5 交付申請額 金 円

※企業から交通費の支給を受けている場合は、当該額の半額を8,500円から控除した額を記載してください。

※企業から移転費の支給を受けている場合は、当該額を移転費から控除した額を記載してください。

6 申請者の口座情報 (必ず申請者本人名義の口座であること)

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合	支店
口座種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
(フリガナ)		
口座名義人		

7 添付書類

- (1) 移住学生支援金に関する個人情報の取扱い (様式第1号の2)
- (2) 移住学生支援金の交付申請に関する誓約書 (様式第1号の3)
- (3) 内定証明書 (様式第2号の1) 又は就業証明書 (様式第2号の2)
- (4) 在学証明書等 (卒業学年であることの確認がとれるもの) 又は卒業・修了証明書 (卒業・修了日 が就業開始日から1年以内のもの)
- (5) 交通費、移転費の領収書
- (6) 移住元の住所を確認できる資料
- (7) その他知事又は市町村が必要と認めた資料

管理コード (長野県及び市町村使用欄)					
---------------------	--	--	--	--	--

様式第1号の3を次のように改める。

(様式第1号の3)

移住学生支援金の交付申請に関する誓約書

- 1 長野県就職・移住学生支援事業に関する報告及び立入調査について、長野県及び坂城町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 坂城町就職・移住学生支金交付要綱に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、交付を受けた移住学生支援金の全額に相当する額を返還します。
 - (1) 偽りその他不正の手段により移住学生支援金の交付を受けたことが明らかになった場合
 - (2) (在学中に交通費を申請する場合) 申請日から1年以内に要件を満たす内定先企業へ就業しなかった場合
 - (3) (在学中に交通費を申請する場合) 申請日から1年以内に坂城町に転入しなかった場合
 - (4) 就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合(ただし、退職日から3カ月以内に県内の別の企業に就職する場合を除く)
 - (5) 坂城町外に転出した期間が、申請先市町村への転入日、企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年未満である場合

年 月 日

坂城町長 様

申請者住所

氏名

様式第3号を次のように改める。

(様式第3号)

坂城町就職・移住学生支援金の交付決定兼確定通知書

番 号
年 月 日

様

坂城町長

坂城町就職・移住学生支援金交付要綱に基づき、次のとおり支援金の交付を決定し、確定しましたのでお知らせいたします。

移住学生支援金 〇〇〇〇〇〇 円

(備考)

- 1 坂城町は、坂城町就職・移住学生支援金交付要綱に基づき、以下の場合には、移住学生支援金の全額の返還を請求します。
 - (1) 偽りその他不正の手段により移住学生支援金の交付を受けたことが明らかになった場合
 - (2) 申請から1年以内に要件を満たす就職先への就職を行わなかった場
 - (3) 申請から1年以内に坂城町に転入しなかった場合
 - (4) 就業開始日から1年以内に要件を満たす職を辞した場合(ただし、退職日から3カ月以内に県内の別の企業に就職する場合を除く)
 - (5) 坂城町への転入日から1年未満で坂城町から転出した場合
- 2 坂城町は、坂城町就職・移住学生支援交付要綱に基づき、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。